

万葉集卷四に収められている、駿河嫁女の歌

敷細乃枕従久と流涙二曾 浮宿乎思家類 恋乃繁爾 4・五〇七

この歌を、セミナールに学生が採りあげ、その作歌思惟について論じあったあげく、問題点が、「敷細乃」の解義にかえり、武田祐吉博士の全註釈の説と沢瀉久孝博士の注釈の説とを採りあげ、議論が膠着状態になった時、私に解決を求めた。私は、今は、武田博士の説によっているが、立証に疑問が感じられること、また、沢瀉博士の説は、解説が片寄っていることとみられることを述べ、更に詳細に再検討して後日答えることを約したのであった。

所謂枕詞についての古来の解説は、不解明のまま、単に枕詞と指示してのみいるのが多く、それ以外にでも、その表記用字句の有する意味、また、類同語句の普遍的用法意義によって、かなり恣意的に解説がなされて来ているものがある。このようなものの中から、かつて、筆者は「垣」類語を採りあげて、そのすべての用例を比較研究し、その基本思惟として、万葉歌人の間での共通理解に依存して、用いられている意義を見出し、自分なりの新見として発表した。今度は、セミナール学生の質問から引き出された「敷細乃」の解義への疑問に対する筆者の、その折の答えの不十分さへの反省と

して、十分な再検討をなし、学生への確かな答えを獲ようとして、本稿を記すわけである。

ただ、その再検討を進めるにしたがって、武田博士・沢瀉博士によって代表されている、今日の解義のいづれにも、未だかなり疑点のあることが気づかれて来た。このために、まず、両博士による両説への反証を確かにするこの上に、筆者なりの新考を立証しなければならぬ。このためには、本誌本母においての原稿十五枚の制限は、それを充し得るものではない。故に、本稿においては、まず先説への疑義と反論とのみに限らざるを得ない。筆者としての本論は、別に機を得ての発表により、御叱正を賜りたいと思う次第をあらかじめおことわりする。

冠辭考には、「志きたへのまくら・衣の袖・たもと、とこ・いへ」の項に、「しきたへの」の枕詞を「冠らせ」ている語は、すべて「夜の物」及び、それにかかわり転じて「いひかけたる」もの〔宅〕「黒髪」のみであると簡略に解説し、ついで、

「さて敷細布とて専ら寝衣の類に冠らしむる事は、古事記に、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和

田伎能、和加夜流牟泥乎、云云、万葉にも承被なごやが下にねたれどもといへり、然れば夜の物はなごやかに身に志たしきを用る故に、和らかなる服でふ意にて、敷袴の夜の衣といふより、袖枕床ともつゞくるなり。(中略)筆者神祇令の集解に、敷和者字都波多也といへる敷は、絹布の織めのしげき意。和はなごやかなるいひなれば、美織なりといへるをおもへ、(敷とは下に敷ことのみおもふはかたくなし)とある。

武田祐吉博士の説は、この冠辞考説中の「敷は、絹布の織めしげき意」の系統に連なる。全註釈中の巻一の七二番の歌の「釈」に、「敷妙乃 シキタヘノ。シキタヘは織布の一種。シキは繁密の義で、織目のこまかいをいう。」

とある。なお、巻三の四六〇番の歌の「釈」に、「シキタヘは、柔かい布なので、馴れ親しまれる家の義で修飾するのであるう。」と、記されている。これ、また、冠辞考の説中に、「和らかなる服でふ意」を享けるものである。ただ、武田博士の説では「織目のこまかい」故に「柔かい布」であると説くことに重点があり、強いて「寝衣の類」としては説かれていない。すなわち、真淵は、「寝衣の類」の範疇内で解義を求めているのみであるが、武田博士は、語として「シキは繁密の義」があるとする根拠の上に説を示められている。

しかし、実は、この根拠に疑点が残る。

万葉集歌中において、「繁密の義」を表わす語で、「シキ」に近似する語としては、「シゲ」・「シケン」類の語があるのみであり、その表記の訓假字は、「繁」・「茂」が主として用いられている。

「キタナキ」の一語訓になることは、古代古典用法の訓詁としては例多く用いられている。この故に、宣長が「穢」を「キタナキ」と訓むべきだとしていることは、一応諒承し得、古訓に「穢繁」を「ケカラハシキ」:(道祥本・兼永筆本・猪熊本・祐範本八前田本)→「寛永版本」・「ケガラハシキ」:(延佳本)→岩波文庫本古事記・日本古典大系本古事記)とあるのを一応否定する意見を記していることは、「穢繁」が漢熟語とは認め得ないものである点において、正しい見解である。

したがって「穢繁」は「穢十繁」として訓読しなければならぬものである。

この故に、この「繁」字の訓法が、当然、問題の焦点となる。宣長は、これについて、前記の引用文について、更に、

「万葉四(五十四)に、牟良布能穢屋戸爾 八4・七五九、筆者加注」とあり、(これを今本に、ケガシキヤドと訓るはひがごととなり、△現在、殆どすべて「キタナキヤド」と訓まれている。古訓の「ケガシキヤド」は、やはり「繁」字に察かれた訓と見られる、筆者加注) 繁は斯伎の借字にて(志げきを古言に斯伎と云り) 醜の意なり、

と解説している。更にまた、これについて、
「然由は、万葉集十三(十四丁)に、小屋の四忌屋爾 搔所棄破 薦乎敷而 搔折 鬼之四忌手乎指易而云云八13・三二七〇、筆者加注」(第十六巻にも為支屋とあり△この用例句の部分は今日未だ未定訓であり、立証例にはなし得ない、筆者加注)とよめる、鬼之四忌手は、鬼乃志許草と同じ重音なれば、四忌も醜なり、ひいて、醜園と云つべきことをせよと入して、「

しかも、「繁」・「茂」を「シゲ」と訓む例は全くない。しかも、なお、「繁」字の「シキ」訓の存在立証として、在来、古事記神代巻の、次の用例が注意されて来ている。すなわち、

「此二神者所到其穢繁園」

の「穢繁」の訓読「キタナキ シキ」が、「繁」字の「シキ」訓の先行訓用例として採りあげられている。

この訓法は、宣長が、古事記伝に、

「穢繁園は、伎多那伎斯伎具と訓べし」

と記しているのを、その源と考える。(この訓は、訂正古訓古事記―校定古事記↓角川文庫古事記と用いられている。)

記伝には、この訓の立証・解説として、更に、
「今本のままに耶賀良波志伎国と訓マむも、事もなく聞ゆめれど、なほ熟思はわろし、其故は上段に穢園とあるは、伎多那伎久爾と訓て、そは書紀に訓、注あればうごかず、されは同じことの、忽こにて言のかはるべきならねばなり、繁字を添たるも別に二ツつの言なるべし」

と、その訓読の根拠を記している。

ここに、その根拠としているのは、日本書紀の訓注に、

「不須也凶目汚穢 此云伊能之居梅枳多難積」

とある。この訓注は「不須也 凶目 汚穢」

と訓読することを示しているものであり、「穢」の一字を「キタナキ」と訓ませるためのものではない。「汚穢」という漢熟語は、基本的に同意感情表現字の「汚」「穢」の二字を重ねて強調表現の熟語として成立しているものである。故に「汚穢」を訓読すれば、

と記している。但し、この立証用例の中の、「四忌」については、日本古典文学大系本の頭注に、

「四忌屋。忌は広韻に、志韻去声、渠記切とある。意(オ)・巳(ヨ)と同韻。この韻は平声には其(ヨ)・期(ヨ)・疑(ヨ)・台(ト)、上声には己(ヨ)・里(ロ)などがあり、オ列乙類

を書いているので、奥音より少し古い三國時代の字音としては、コ乙類にあたる。従って、この四忌は、シヨと訓む方がよい。」とあり、これに依るべきであることは、既に沢瀉博士も、注釈に記されている。したがって、本用例は、「シキ」語の立証にはならない。また、更に、宣長は、

「又 万葉十六(二十三丁)に世間之繁借慮爾住々而云云八16・三八五〇、筆者加注」(今本に繁をシゲキと訓たれど、さては哥の意にかなはず△現在、「シゲキカリホ」と訓まれており、

「哥の意にかなはず」という点はない。筆者加注)とあるのは、醜の借字に繁とかける正しき例なり、さて、上には志許米岐穢 国と云とこには其を上下にして穢 醜国と云る、たゞ同じことぞ、

と解説を結んでいる。しかし、本用例においても「繁」字の「シキ」訓の立証はくずれ、宣長の「繁」は「醜の借字」とする説は全く成り立たない。

この故にか、倉野憲司博士は、日本古典文学大系の古事記の頭注に、

「記伝にキタナキシキグニと訓み 穢醜園の意に解しているが、繁(シ)は形容詞の語尾シキの借字と考へ、ケガラハシキクニと訓む 黄泉園を指す」

と記されている。

しかし、「繁」字を「シキ」表記の借訓用字とした用法例は、既述のように全く認め得ないものであり、「穢繁」は、前記したように、別語二字として訓むべきである点のみにおいては、宣長の既説が正しいと考へる。

この場合、「繁」字に「シキ」訓を認め得ない以上は、前記の万葉集歌の用例に見られるように「シゲキ」と訓むべきである。

したがって、「穢」を名詞として、「穢繁」に「ケガンキ」の訓を附けている日本古典全書の訓読を、今日もつとも正当なものとする。

以上に、よって、宣長の説を拠点とされているとみられる、武田祐吉博士の、「シキ―繁密の義―織目のこまかい柔かい」とみる説は、肯定し得ないこととなる。

次に、注意すべき説は、沢瀉久孝博士が、冠辞考にいう「寝衣（ヌイ）の類」とする説を主として採りあげていられる解説である。

万葉集注釈第一に記されている巻一・七二の「訓釈」に、まず、「しきたへの一枕。袖などにつゞき、冠辞考に『敷は、絹布の織めのしげき意』とあるが、石原正明の年々随筆（五）に『今おもふに敷たへの衣とつゞきたるは衣の字にかけて義をなす。夜の衣は、下に引しく物なれば敷たへといふ名は有、今ふとんと云物なり』と云って、枕詞にあらずとし、今の例もあげ『敷たへの上なる枕』と解している。

と記されている。この年々随筆の説は、武田博士も全註釈に簡略に記されているが、それは別の一説として紹介されている程度であ

る。

しかし、沢瀉博士は、更に、

「しきたへ」の語、一字一音の仮名書例を除いて卅例八総計卅四例、一字一音書例三例、故に卅一例である、筆者加注Vそのうち「しき」に「敷」の文字を用いたもの圧倒的に多く廿五例。

「布」四例八五例あり、筆者加注V、「色」は一例あるに過ぎない。この事実は「しき」の語に対する当時の人の解釈を端的に示すものと云へないであろうか。そしてまた、この語につゞく言葉を見ると枕が過半数であって十六例、手枕と袖とが各五例、其の他に、たもと（二・一三八）黒髪（四・四九三）床（五・九〇四）などをつゞいてあるのを見ると、いよいよ年々随筆の説は認めざるを得ないといふ事にならう。即ち「しきたへ」は褥（シト）、敷布（シキ）と云つてよろ。」

と記されている。

確かに「敷」字の廿五例は、「しきたへ」の表記用字（一字一音表記は除いて）卅一例中、きわめて多い。しかしなお、「布」字も同様な有意の訓假字として用いられる字であるので、計卅例である（色）は借音假字。故に殆どすべてが、沢瀉博士の「しき」の語に対する当時の人の解釈を示していることになる。

しかし、実は、ここに、この「当時の人の解釈」の思惟に対する理解の範疇に因って問題が残る。このことは、更に、次のように記されている解説、

「特に、今の場合八・七二、筆者加注Vの如きはその褥の上の枕とつゞくべきものである。しかもその「上」を略し、また、「褥の上にかはす手枕」を直ちに「しきたへの手枕」とつゞける

「敷」・「布」の用法意を見きわめることが、先決の問題であり、その結果から見出された「当時の人」の「シキ」類の語に対する共通理解の確認の上に、「しきたへ」の語意解がなされるべきである。しかも、それは、筆者の調査検討結果によれば「寝衣の類」以上というより、以外に別の基本意を持って用いられている。制限十五枚を境として、本論を別の機会に譲らざるを得ない。乞海容。

ところは、「鶯の春」「かぎろひの春」などと同じく、やはり一つの枕詞といふべきであらう。」

にみられる。すなわち、沢瀉博士の「しきたへの」解釈の思惟基底には沢瀉博士がいわれている「当時の人の解釈」の思惟よりも、むしろ年々随筆の「ふとん」説、更には、冠辞考の「寝衣の類」説により強く深かれ、意識されていると享けとられる点が多い。更に、「しきたへの○○」の句の成立に因して、その立証としてあげられている「鶯の春」には、

わが大君 神の命の高知らす布当の宮は……鶯の来鳴く春べは…

…

など、又「かぎろひの春」には

今更に雷降らゆやも かぎろひの燃ゆる春べとなりしものを

10・一八三五

などのように、「鶯の春」「かぎろひの春」の句の表記の外に、「当時の人」の共通理解に依存して省略されている所謂言外の意を知り得る確かなる資料歌が存するものであるが、「しきたへの」の場合、例えば、沢瀉博士が考えられるように「上」が省略されたことを確かに立証する資料歌は全くなく、それは、「ふとん」説・「寝衣の類」説のみに拠る一推例にすぎない危険がある。

更に、重要なことは、「しきたへ」の大部分の表記に用いられている「敷」更に「布」の字は、「しきたへ」の表記の場合以外の「シキ」語の表記に用いられている用例は一層多い。しかも、その場合、そこには、「寝衣の類」又「褥・敷布団」類の連想には殆ど連ならない用法意が見出される。むしろ「しきたへの」敷「布」をも含めて、まず、万葉集歌中に用いられている「シキ」=